

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年12月27日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	東証REIT ETF
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 40億1,800万円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出しましたので2019年6月26日付をもって提出しました有価証券届出書（2019年7月12日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部 _____ は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（2）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2019年7月12日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2019年7月16日

・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場（予定）

<訂正後>

2019年7月12日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2019年7月16日

・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

（3）【ファンドの仕組み】

<更新後>

② 委託会社の概況（2019年10月末現在）

1）資本金

370百万円

2）沿革

1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

1999年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

2001年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

2007年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

3）大株主の状況

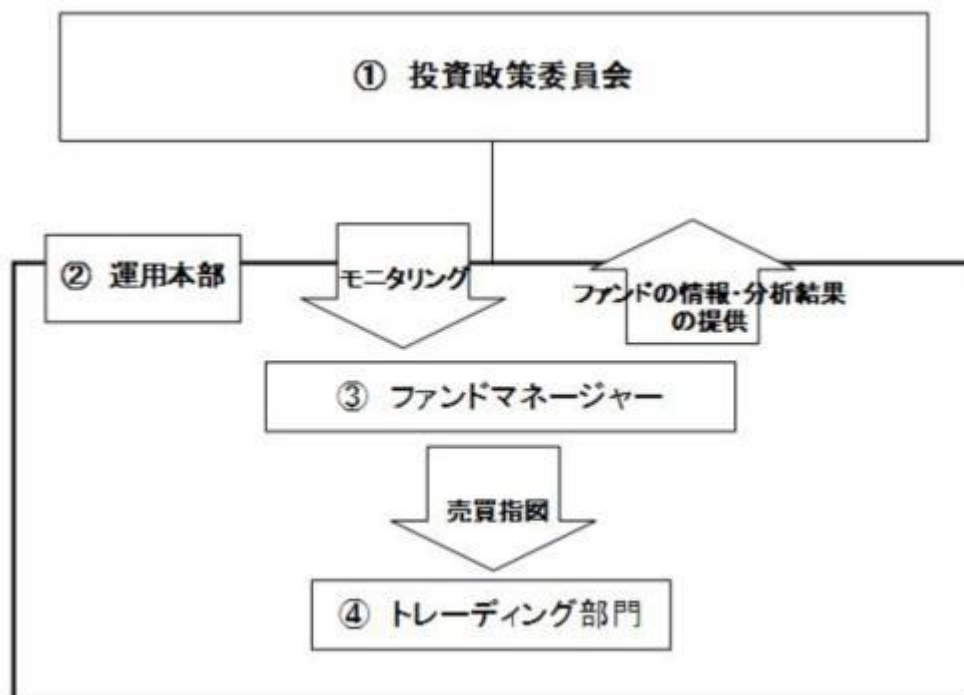
名 称	住 所	所有株数	所有比率
(株) シンプレクス・ファイナ ンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

（3）【運用体制】

<更新後>

◆当ファンドの運用体制



① 投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

② 運用本部

①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

③ ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

④ トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
- 運用本部は、20名、そのうち、トレーディング部門は、2名で構成されています。
- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

<委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等>

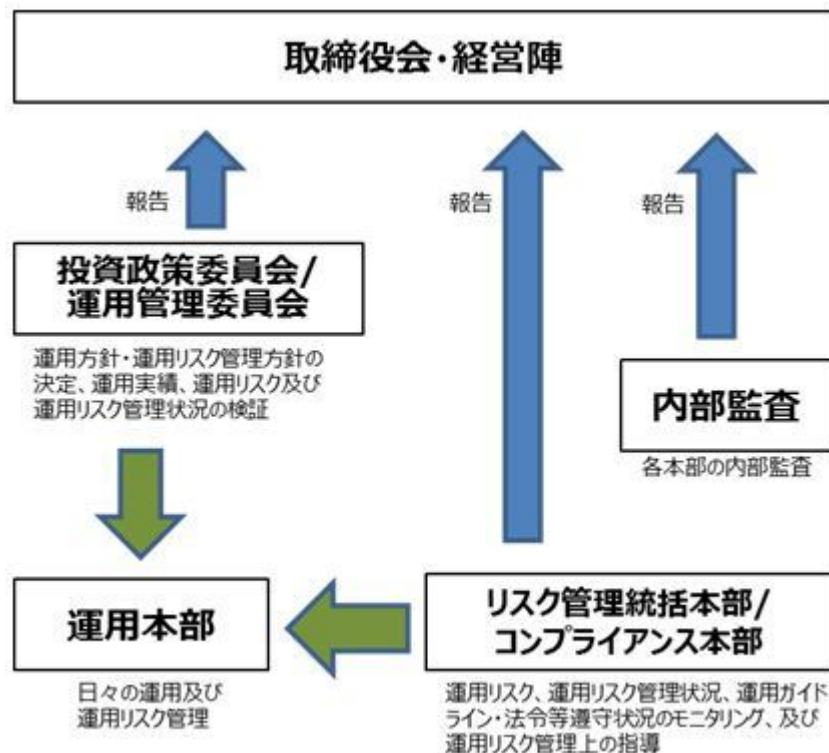
当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<更新後>

(2) リスク管理体制



※上記は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<流動性リスクの管理体制>

当社では、「市場動向、市場や行政等による規制、資金流失などにより、有価証券等の売却等において、市場実勢よりも著しく不利な価格による取引を余儀なくされること、または取引が成立しないこと」を流動性リスクと考えております。組入資産の流動性リスクの状況は、リスク管理部門が随時モニタリングし、流動性リスクが極めて高くなった場合には、運用本部及びコンプライアンス部門も含めて対応することとしております。

<更新後>

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本(10口あたり)を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
なお、運用期間が1年未満であるため、対象インデックスの騰落率を表示しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2014年11月から2019年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*分配金再投資基準価額は、取引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を負う一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の責任について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、著作権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

① 信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記１）により計算した額に、下記２）により計算した額を加算して得た額とします。

- １） 信託財産の純資産総額に年10,000分の26.46^{*1}（消費税込）以内の率を乗じて得た額

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
総額	0.2646% ^{*2} （税抜0.245%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	0.210%（税抜）	0.035%（税抜）

*1 消費税率が10%となった場合は、26.95となります。

*2 消費税率が10%となった場合は、0.2695%となります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ２） 有価証券の貸付を行った場合は、その品賃料の54.0%^{*}（消費税込）以内の額

総額	54.0% [*] （税抜50.0%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	40.0%（税抜）	10.0%（税抜）

*消費税率が10%となった場合は、55.0%となります。

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

- ② 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

<訂正後>

- ① 信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記１）により計算した額に、下記２）により計算した額を加算して得た額とします。

- １） 信託財産の純資産総額に年10,000分の26.95（消費税込）以内の率を乗じて得た額

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
総額	0.2695%（税抜0.245%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	0.210%（税抜）	0.035%（税抜）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ２） 有価証券の貸付を行った場合は、その品賃料の55.0%（消費税込）以内の額

総額	55.0%（税抜50.0%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	40.0%（税抜）	10.0%（税抜）

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

② 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

<訂正前>

- ① 当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息（下記④に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。
- ③ 上記②に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記 1. から 7. までは該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 4. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. 格付の取得に要する費用
 9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
 10. 受益権の上場に係る費用[※]
 11. 運用の基本方針に沿う運用を行うために必要な東証REIT指数の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用

※ファンドの上場に係る費用

 - ・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、 $0.0081\% \times \frac{*1}{100}$ （税抜0.0075%）。
 - ・毎年末の純資産総額に対して、 $0.0081\% \times \frac{*2}{100}$ （税抜0.0075%）およびTDnet利用料。

*1 消費税率が10%となった場合は、0.00825%となります。

*2 消費税率が10%となった場合は、0.00825%となります。
- ④ 委託会社は、上記②および③に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。
- ⑤ 上記④に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとしします。
- ⑥ 上記⑤の場合において、上記②および③に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に

見積率（上記④に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

<訂正後>

- ① 当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
 - ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息（下記④に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。
 - ③ 上記②に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記1. から7. までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 4. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. 格付の取得に要する費用
 9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
 10. 受益権の上場に係る費用[※]
 11. 運用の基本方針に沿う運用を行うために必要な東証REIT指数の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用
- ※ファンドの上場に係る費用
- ・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
 - ・毎年末の純資産総額に対して、0.00825%（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。
- ④ 委託会社は、上記②および③に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。
 - ⑤ 上記④に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。
 - ⑥ 上記⑤の場合において、上記②および③に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に

見積率（上記④に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

＜更新後＞

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

２）収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

※確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

３）受益権と不動産投資信託証券との交換

受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

② 法人受益者の場合

１）受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

２）収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所得と合算して課税されます。
- ・益金不算入制度は適用されません。

３）受益権と不動産投資信託証券との交換

受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2019年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【東証REIT ETF】

以下の運用状況は2019年10月31日現在です。
 ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	14,239,998,020	99.63
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	52,366,311	0.37
合計(純資産総額)		14,292,364,331	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,209	820,754.34	992,291,997	820,000	991,380,000	6.94
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,249	721,206.04	900,786,343	737,000	920,513,000	6.44
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	3,894	199,191.02	775,649,831	206,500	804,111,000	5.63
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	2,804	214,855.69	602,455,354	218,000	611,272,000	4.28
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	2,487	234,530.22	583,276,670	244,400	607,822,800	4.25
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	2,359	234,801.29	553,896,247	252,000	594,468,000	4.16
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	1,794	304,914.65	547,016,882	302,000	541,788,000	3.79
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	1,683	311,848.59	524,841,186	314,500	529,303,500	3.70
日本	投資証券	G L P投資法人	3,110	152,652.97	474,750,765	140,800	437,888,000	3.06
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,183	361,996.97	428,242,423	359,000	424,697,000	2.97
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	790	514,210.45	406,226,255	519,000	410,010,000	2.87
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	5,477	68,085.62	372,904,940	68,300	374,079,100	2.62
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	3,651	100,840.54	368,168,811	99,900	364,734,900	2.55
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	4,022	84,211.03	338,696,762	89,700	360,773,400	2.52
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	626	576,778.76	361,063,510	570,000	356,820,000	2.50
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	385	857,177.6	330,013,378	846,000	325,710,000	2.28
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	415	690,841.71	286,699,309	680,000	282,200,000	1.97
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,536	164,641.95	252,890,035	169,300	260,044,800	1.82
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	1,436	177,741.6	255,236,944	178,600	256,469,600	1.79
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	288	833,498.78	240,047,648	861,000	247,968,000	1.73
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	815	275,859.49	224,825,491	274,700	223,880,500	1.57

日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	1,061	205,385.34	217,913,849	206,200	218,778,200	1.53
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	444	480,384.37	213,290,660	482,500	214,230,000	1.50
日本	投資証券	イオンリート投資法人	1,347	151,590.18	204,191,975	155,400	209,323,800	1.46
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	1,118	180,734.35	202,061,003	185,900	207,836,200	1.45
日本	投資証券	日本リート投資法人	406	468,311.77	190,134,578	469,000	190,414,000	1.33
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	1,161	161,789.06	187,837,098	160,900	186,804,900	1.31
日本	投資証券	MCUBS Mid City 投資法人	1,480	124,601.67	184,410,480	125,400	185,592,000	1.30
日本	投資証券	プレミアム投資法人	1,128	167,528.37	188,972,001	162,100	182,848,800	1.28
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	519	353,034.94	183,225,136	352,000	182,688,000	1.28

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.63
合計	99.63

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1特定期間末（2019年10月12日）	12,118	12,118	2,241.4	2,241.4	2,233
2019年 7月末日	303	—	2,023.5	—	—
8月末日	629	—	2,097.6	—	2,111
9月末日	11,533	—	2,194.2	—	2,201
10月末日	14,292	—	2,265.6	—	2,281

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

(注)特定期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2019年 7月12日～2019年10月12日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2019年 7月12日～2019年10月12日	11.57

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2019年 7月12日～2019年10月12日	5,406,570	0

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注)解約口数は交換口数を表示しております。

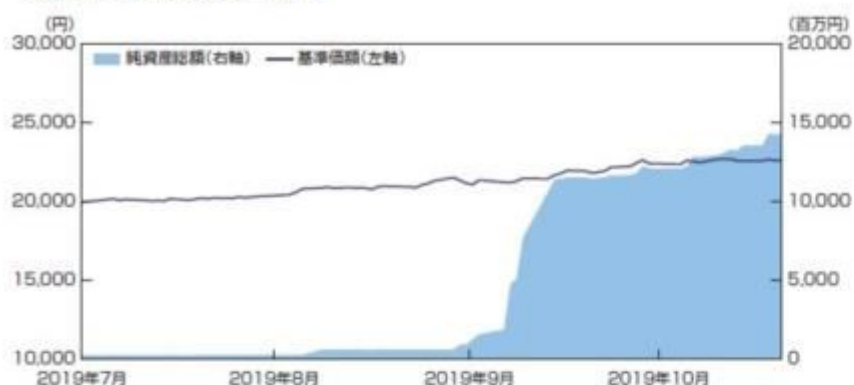
《参考情報》

<更新後>

運用実績

(2019年10月31日現在)

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	22,656円
純資産総額	142.92億円

<分配の推移>

決算期	分配金
2019年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

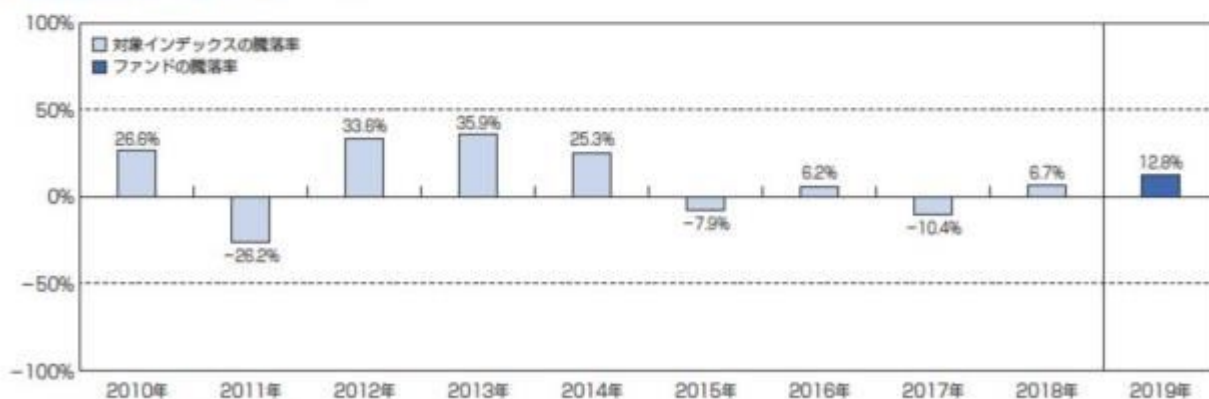
■資産の配分

組入資産	比率
REIT（投資信託証券）	99.6%
現金その他	0.4%

■組入上位10銘柄

	銘柄	比率
1	日本ビルファンド JREIT	6.94%
2	ジャパンリアルエステイト	6.44%
3	野村不動産マスターファンド投資法人	5.63%
4	ユナイテッド・アーバン投資法人	4.28%
5	オリックス不動産投資法人	4.25%
6	日本リートファンド投資法人	4.16%
7	日本プロロジス REIT	3.79%
8	大和ハウスリート投資法人	3.70%
9	GLP投資法人	3.06%
10	アドバンス・レジデンスREIT	2.97%

<年間収益率の推移>（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。
- ・2010年から2018年までは、対照インデックス（東証REIT指数）の年間騰落率です。
- ・あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・2019年は設定日（7月12日）から10月末までの騰落率を表示しています。

※ 上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（１）申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する不動産投資信託証券をもって取得の申込みを行うものとします。当該不動産投資信託証券は、東証ＲＥＩＴ指数における各構成銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・なお、拋出された不動産投資信託証券の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場（2019年7月16日上場予定）しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

<訂正後>

（１）申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する不動産投資信託証券をもって取得の申込みを行うものとします。当該不動産投資信託証券は、東証ＲＥＩＴ指数における各構成銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ・なお、拋出された不動産投資信託証券の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

3【資産管理等の概要】

（４）【計算期間】

<訂正前>

原則として毎年1月13日から4月12日まで、4月13日から7月12日まで、7月13日から10月12日まで、および10月13日から翌年1月12日までとします。

※ただし、第1計算期間は2019年7月12日から2019年10月12日までとします。

<訂正後>

原則として毎年1月13日から4月12日まで、4月13日から7月12日まで、7月13日から10月12日まで、および10月13日から翌年1月12日までとします。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第29条により、2019年7月12日から2019年10月12日までとなっております。
4. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2019年 7月12日から2019年10月12日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【東証REIT ETF】

（1）【貸借対照表】

(単位：円)	
	当期 (2019年10月12日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,868,328
投資証券	12,093,966,470
未収配当金	23,717,674
流動資産合計	12,123,552,472
資産合計	12,123,552,472
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	299,886
未払委託者報酬	1,799,271
未払利息	2
その他未払費用	2,903,726
流動負債合計	5,002,885
負債合計	5,002,885
純資産の部	
元本等	
元本	10,861,799,130
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,256,750,457
（分配準備積立金）	18,808,784
元本等合計	12,118,549,587
純資産合計	12,118,549,587
負債純資産合計	12,123,552,472

（2）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)	
	当期 (自 2019年 7月12日 至 2019年10月12日)
営業収益	
受取配当金	23,811,674

	当期 (自 2019年 7月12日 至 2019年10月12日)
受取利息	28
有価証券売買等損益	568,951,443
営業収益合計	592,763,145
営業費用	
支払利息	35
受託者報酬	299,886
委託者報酬	1,799,271
その他費用	2,903,726
営業費用合計	5,002,918
営業利益又は営業損失（△）	587,760,227
経常利益又は経常損失（△）	587,760,227
当期純利益又は当期純損失（△）	587,760,227
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	668,990,230
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	668,990,230
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,256,750,457

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

区分	当期 (2019年10月12日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中交換元本額	期首元本額 301,289,730円 期中追加設定元本額 10,560,509,400円 期中交換元本額 -円
2. 受益権の総数	5,406,570口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	当期 (自 2019年 7月12日 至 2019年10月12日)
1. 分配金の計算過程	
A 当ファンドの配当等収益額	23,811,667円
B 分配準備積立金	-円
C 配当等収益額合計 (A+B)	23,811,667円
D 経費	5,002,883円
E 収益分配可能額 (C-D)	18,808,784円
F 収益分配金額	-円
G 次期繰越金(分配準備積立金) (E-F)	18,808,784円
H 口数	5,406,570口
I 分配金額(10口当たり)	-円
2. その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及び ライセンス料であります。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	当期 (自 2019年 7月12日 至 2019年10月12日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、投資証券を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。
------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 (2019年10月12日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期 (2019年10月12日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	566,498,698
合計	566,498,698

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

当期 (2019年10月12日現在)
1口当たりの純資産額 2,241.4円 (10口当たりの純資産額 22,414円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	110	14,014,000	
	サンケイリアルエステート投資法人	155	18,832,500	
	日本アコモデーションファンド投資法人	356	245,640,000	
	MCUBS MidCity投資法人	1,269	158,117,400	
	森ヒルズリート投資法人	1,231	217,887,000	
	産業ファンド投資法人	1,317	215,461,200	
	アドバンス・レジデンス投資法人	1,015	367,430,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	667	149,341,300	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	536	309,272,000	
	GLP投資法人	2,666	409,497,600	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	445	157,307,500	
	日本プロロジスリート投資法人	1,538	469,090,000	
	星野リゾート・リート投資法人	163	98,778,000	
	One リート投資法人	167	53,941,000	
	イオンリート投資法人	1,155	174,174,000	
	ヒューリックリート投資法人	910	186,550,000	
	日本リート投資法人	348	163,212,000	
	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	6,877	151,362,770	

日本ヘルスケア投資法人	51	10,796,700	
積水ハウス・リート投資法人	3,130	314,878,000	
トーセイ・リート投資法人	196	27,596,800	
ケネディクス商業リート投資法人	392	113,248,800	
ヘルスケア&メディカル投資法人	228	31,806,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人	214	26,193,600	
野村不動産マスターファンド投資法人	3,338	661,591,600	
いちごホテルリート投資法人	177	23,187,000	
ラサールロジポート投資法人	996	160,654,800	
スターアジア不動産投資法人	355	42,493,500	
マリモ地方創生リート投資法人	92	12,337,200	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	263	120,191,000	
大江戸温泉リート投資法人	182	17,435,600	
さくら総合リート投資法人	231	23,100,000	
投資法人みらい	1,161	75,232,800	
森トラスト・ホテルリート投資法人	251	37,022,500	
三菱地所物流リート投資法人	210	75,180,000	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	150	21,420,000	
ザイマックス・リート投資法人	155	21,002,500	
タカラレーベン不動産投資法人	303	36,511,500	
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	166	20,467,800	
日本ビルファンド投資法人	1,037	851,377,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	1,071	770,049,000	
日本リテールファンド投資法人	2,023	470,549,800	
オリックス不動産投資法人	2,132	498,674,800	
日本プライムリアルティ投資法人	678	347,814,000	
プレミアム投資法人	967	162,069,200	
東急リアル・エステート投資法人	718	148,051,600	
グローバル・ワン不動産投資法人	744	108,400,800	
ユナイテッド・アーバン投資法人	2,404	515,658,000	
森トラスト総合リート投資法人	765	150,781,500	
インヴィンシブル投資法人	4,696	320,267,200	
フロンティア不動産投資法人	381	182,499,000	
平和不動産リート投資法人	667	97,115,200	
日本ロジスティクスファンド投資法人	699	192,434,700	
福岡リート投資法人	553	104,185,200	

ケネディクス・オフィス投資法人	331	283,667,000	
いちごオフィスリート投資法人	829	96,827,200	
大和証券オフィス投資法人	247	205,257,000	
阪急阪神リート投資法人	483	82,979,400	
スターツプロシード投資法人	167	35,337,200	
大和ハウスリート投資法人	1,443	449,494,500	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	3,448	289,632,000	
日本賃貸住宅投資法人	1,205	125,681,500	
ジャパンエクセレント投資法人	959	172,907,700	
合計	61,813	12,093,966,470	

(注)投資証券における券面総額の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年10月31日現在です。

【東証REIT ETF】

【純資産額計算書】

I 資産総額	14,307,954,025円
II 負債総額	15,589,694円
III 純資産総額（I－II）	14,292,364,331円
IV 発行済口数	6,308,295口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2,265.6円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

（1）資本金の額等（2019年10月末現在）

- ①資本金 370百万円
- ②発行する株式の総数 12,000株
- ③発行済株式の総数 7,400株
- ④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（2）委託会社の機構

①会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

②投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

- ・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

- ・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

- ・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

- ・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2019年10月31日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	54	322,502
単位型株式投資信託	45	143,941
単位型公社債投資信託	7	14,837
合計	106	481,280

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

<更新後>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
J Pモルガン証券株式会社	73,272百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	62,149百万円	

独立監査人の監査報告書

2019年11月6日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東証REIT ETFの2019年7月12日から2019年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東証REIT ETFの2019年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。